認定点検事業者等が行う点検の実施項目を定める件の一部を改正する告示案新旧対照表

○　認定点検事業者が行う点検の実施項目を定める件（平成十一年郵政省告示第三百十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
点検の項目	備考	点検の項目	備考
電波の強度に対する安全施設	施行規則第二十一条の三第一項各号に掲げる無線局の無線設備を除く。	電波の強度に対する安全施設	施行規則第二十一条の三第一項各号に掲げる無線局の無線設備を除く。
人体頭部における比吸収率	設備規則第十四条の二第一項に規定する無線局の無線設備に限る。		